

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年一二月二五日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

### 証拠説明書

#### 証拠番号

乙第一八号証

証拠の標目（作成者）

歯周治療のルート

（1）治療計画に基づく場合

（日本歯科医師会）

#### 立証趣旨等

本証は、昭和六〇年二月一九日（火）に日本歯科医師会館一階ホールで開催された都道府県歯科医師会社会保険担当理事連絡協議会において、日本歯科医師会が配布した書類である。

本証により、治療計画書に基づいて歯周治療を行う場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要がある事実を立証する。

写しを原本として提出する。

#### 証拠番号

乙第一九号証

証拠の標目（作成者）

歯槽膿漏症の歯周検査、指導料、初期治療等の関連（・）

治療計画書による場合

（東京都歯科医師会）

#### 立証趣旨等

本証は、昭和六一年三月二七日（木）に日本大学会館会議室で開催された東京都の地区保険担当理事会において、東京都歯科医師会が配布した資料である。

本証により、治療計画書に基づいて歯周治療を行う場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要がある事実を立証する。

写しを原本として提出する。